

# 衆議院内閣委員会厚生労働委員会連合審査会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 5 月 10 日（火）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

- 1 ①こども家庭庁設置法案（内閣提出第 38 号）
- ②こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 39 号）
- ③こども基本法案（加藤勝信君外 10 名提出、衆法第 25 号）
- ④子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外 11 名提出、衆法第 8 号）
- ⑤子ども育成基本法案（三木圭恵君外 2 名提出、衆法第 27 号）
  - ・後藤厚生労働大臣、野田国務大臣、津島法務副大臣、宮路内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
  - （質疑者）杉田水脈君（自民）、平沼正二郎君（自民）、伊佐進一君（公明）、山井和則君（立民）、吉田統彦君（立民）、一谷勇一郎君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 杉田水脈君（自民）

- （1） 本年 4 月 20 日の衆議院内閣委員会における、国民の中で夫婦の氏に関する法制度について新たな法制度を求める声が高まっているとした内閣府の答弁の真意
- （2） こども家庭庁
  - ア 経済界並びに経済産業省及び厚生労働省との連携方法
  - イ 地域子ども・子育て支援事業の充実及び児童館の活用促進の必要性
  - ウ 「家庭」の中に祖父母が含まれていることの確認
  - エ 子育てにおいて祖父母の援助を受けやすくする施策を推進する必要性

## 平沼正二郎君（自民）

- （1） 「こども庁」から「こども家庭庁」とした理由と意義
- （2） 児童虐待
  - ア 虐待を受けている児童の家庭環境
  - イ 虐待防止に向けたひとり親世帯への支援の現状及び支援強化の必要性
  - ウ 虐待防止の観点から家庭への住環境整備に対する支援を行う民間団体への支援の状況
- （3） 生活困窮者自立支援法における子どもの学習・生活支援事業
  - ア こども家庭庁設置後の所管省庁
  - イ こども家庭庁と厚生労働省の共管とする必要性
- （4） 地域における専門性を持った人材の育成や確保の必要性

## 伊佐進一君（公明）

- （1） いじめ対応
  - ア こども家庭庁の設置後におけるいじめ対応の所管省庁及び当該所管省庁がいじめ対応に係る取組を進める観点
  - イ こども家庭庁がいじめ対応に係る「寝屋川モデル」のような自治体の取組を応援していく役割を担うことの重要性
  - ウ いじめ対応について文部科学省が教育委員会や学校に対して強力に指導を行う必要性

- (2) 子育て支援に係る事務作業の低減
  - ア 延長保育事業に係る補助金の算定方法
  - イ 幼稚園型の一時預かり事業に係る補助金の算定方法
  - ウ こども家庭庁が保育所や幼稚園に共通する膨大な事務作業の低減に取り組む必要性
  - エ 日ごとに利用する子供の人数が大きく変動する放課後等デイサービスに係る実績ベースによる補助金の算定要件を緩和する必要性

**山井和則君（立民）**

- (1) 成年年齢引下げを踏まえたアダルトビデオへの出演被害問題への対応
  - ア 子供を暴力や犯罪から守るためにこども家庭庁を創設するタイミングで 18 歳及び 19 歳のアダルトビデオへの出演増加が見込まれることについての野田国務大臣の見解
  - イ 今までで使用されてきた「アダルトビデオ出演強要」でなく「アダルトビデオ出演被害」という言葉を用いてより幅広い対応をすべきとの意見についての野田国務大臣の見解
  - ウ 未成年者取消権と同様に 5 年間は無条件にアダルトビデオへの出演契約を取り消せる制度の必要性についての野田国務大臣の見解
  - エ 被害者として特に狙われやすい若年者を保護する必要性から 18 歳及び 19 歳はより手厚く保護すべきとの意見についての野田国務大臣の見解
  - オ 関係団体の「性交の契約」の明文化に反対する旨の要望を踏まえて性行為を撮影するアダルトビデオを禁止する法整備の必要性についての野田国務大臣の女性大臣としての見解
  - カ アダルトビデオへの出演に同意した場合でも一定期間経過後は販売停止を請求できる制度の創設の必要性についての野田国務大臣の見解
- (2) 児童扶養手当の拡充について「慎重に検討を行う」から「検討を行う」との答弁に転換する必要性についての後藤厚生労働大臣の見解
- (3) 児童手当
  - ア 児童手当の支給を高校 3 年生まで延長することを検討する必要性についての野田国務大臣の見解
  - イ 上記アの答弁にあった児童手当の拡充に関する検討の対象に高校 3 年生までの支給延長も含まれるかの確認

**吉田統彦君（立民）**

- (1) こども家庭庁における児童虐待防止対策のための組織及び人員体制
- (2) 里親委託等の社会的養育についての後藤厚生労働大臣の現状認識
- (3) 出産育児一時金
  - ア こども家庭庁設置後における出産育児一時金の所管省庁
  - イ 出産育児一時金の名称にある「育児」の意味
  - ウ 出産育児一時金の引上げを求める自由民主党の「出産費用等の負担軽減を進める議員連盟」の動きに対する野田国務大臣の所感
  - エ こども家庭庁における出産育児一時金についての厚生労働省との連携方針
- (4) 子ども食堂
  - ア 子ども食堂の役割についての野田国務大臣の評価
  - イ こども家庭庁設置に当たっての子ども食堂との連携方針
- (5) 共同親権
  - ア 法務省における「共同親権」という用語の定義
  - イ 離婚後の面会交流は親権とは別問題として子の利益を最優先に考慮して定められることの確認
  - ウ 面会交流の原則実施論に基づく運用について追跡調査を実施する予定の有無

- エ 英国司法省が公表した面会交流の可否や方法の判断に関するレポートについての法務省における検討状況
- オ 面会交流についての合意の拘束期間

**一谷勇一郎君（維新）**

- (1) こども家庭庁と厚生労働省が所管する医療分野との連携
  - ア こども家庭庁の設置によって子供への医療ニーズの変化に対応できなくなる懸念
  - イ 子供を虐待した両親への医療的対応
- (2) 産後ケア事業
  - ア 産後ケア事業の 2024 年度末までに全国展開という目標を達成するためには現状の助成金では十分との指摘に対する野田国務大臣の見解
  - イ 現場の意見を聴くために窓口を設置する必要性についての野田国務大臣の見解
- (3) こども家庭庁で活用する民間人材
  - ア 新たに採用する民間人材及び連携する民間団体の具体例
  - イ 役所と文化の異なる民間人材との意識の違いを埋めるための方策及びNPO等への業務委託の好事例
- (4) 児童福祉法等の一部を改正する法律案で創設する子ども家庭福祉の新たな認定資格
  - ア 新たな認定資格と児童福祉司の相違点
  - イ 新たな認定資格を取得するためのインセンティブ
  - ウ 科学的サポート及びケアの向上のためにこども家庭庁及び新たな認定資格創設の当初からデジタル化された子供関連データの収集を進める必要性

**田中健君（国民）**

- (1) 子供政策のための安定財源の確保に対する野田国務大臣の決意
- (2) 配偶者控除の在り方及び給付つき税額控除の導入の検討に対する野田国務大臣の見解
- (3) 家族の在り方及び選択的夫婦別氏制度に対する野田国務大臣の見解
- (4) 選択的夫婦別氏制度に対する野田国務大臣の個人的見解

**宮本徹君（共産）**

保育所における保育士の配置基準と公定価格

- ア 保育士の配置基準を引き上げる時期
- イ 公定価格上措置されている保育士の人数での勤務シフトの具体例を示すことの可否
- ウ 保育所の設置運営基準上必要とされている保育士の労働時間を公定価格上措置されている保育士の人数で賄うことは現実的ではないという実情を野田国務大臣が把握しているか否かの確認
- エ 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」に休憩が十分に取れない典型的な声として紹介されている「休憩中に書類等の業務を行っている」「保育から完全に離れることが出来ない」という部分は労働基準法違反であることの確認
- オ 保育士が休憩時間を適切に取ることが子供の安全確保のために必要であることの確認
- カ 出生数が減り近く保育所の利用児童数がピークを越えるが安易に保育所を廃園とするのではなく保育士の配置基準改善の機会と捉えて取り組む必要性について野田国務大臣の見解
- キ 平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 4 年度の保育所等整備交付金の予算額

**仁木博文君（有志）**

生殖補助医療の在り方について国が法的措置等の関与をすべきとの意見に対する野田国務大臣及び後藤厚生労働大臣の見解

大石あきこ君（れ新）

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（文部科学省通知）（令和4年4月27日）を撤回するよう内閣府が文部科学省に指摘する必要性